

昭和音楽大学短期大学部

令和3年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

令和4年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

昭和音楽大学短期大学部

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

短期大学は、「礼・節・技の人間教育」という建学の精神のもと、音楽科に 12 のコースを開設し、コースごとにきめ細かな教育課程を備え、コース間の有機的な連携を図った教育活動を行っている。大学と連携して、教育課程を中心とする制度改革に取り組み、近年開講科目の 50%以上をアクティブ・ラーニング型授業として実施するなど、教育の質向上を目指した多様な取り組みを行っている。

建学の精神、教育目的、養成する人材像に基づき定められている三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）、使命・目的等はウェブサイト、学生便覧、履修要綱、教員便覧等に情報を一元化して掲載され、学内外への周知を図っている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育目的に基づき定められ、入学者選抜要項とウェブサイトにおいて周知している。クラス制により日常的な学修支援が行われるほか、長期履修制度を設け、経済的・時間的制約を超えた学修ニーズにも対応している。定期的な出席状況調査を行い、退学防止プロジェクトを設け、中途退学、休学及び留年を防ぐ体制を整えている。

キャリアセンターを設置し、相談内容によりクラス担任及び実技担当教員と連携して進路指導を行っている。卒業生の相談にも対応し、就職以外にオーディション情報なども発信している。毎年 9 月に学生満足度調査を実施して、学修支援、進路支援、学生生活支援、図書館、教職員の対応、施設・設備の各分野に関する学生の意見を聴取し、結果を検証した上で改善策を取りまとめ、学生にフィードバックしている。

〈優れた点〉

- コロナ禍のオンライン実技試験に向けて、オンライン用の入学者選抜要項を作成・周知し、作業部会の設置に加え、所管の保健所の指導、事前のシミュレーションを行うなど、感染防止への丁寧な対応は高く評価できる。
- シニア世代を対象とした「音楽と社会コース」を開設していることは、国の生涯学習振興政策、将来の少子化対策の両面から評価できる。
- 短期大学と卒業生組織が補助し、学生食堂で 100 円朝食と 200 円夕食を提供している。学生の満足度も高く、経済的支援・食育・栄養管理の各方面に効果のある優れた取り組み

と評価できる。

○図書館において、ポイント制度を導入したことで、図書館利用者の拡大・延滞の減少など効果を上げていることは評価できる。

「基準3. 教育課程」について

カリキュラム・ポリシーにおいて定めている能力（専門的能力・学士力）が、どの授業科目で獲得できるかについては、カリキュラム・マップにおいて可視化され、履修要綱に記載されている。学修成果の達成に必要な授業科目の流れ及び授業科目間のつながりは、カリキュラムツリーにおいて可視化されている。学位記・卒業証明書、成績証明書とは別に、在学中に取得した資格や能力、知識などを可視化したディプロマ・サプリメントが交付され、学修成果を明示する取組みを行っている。

学生の学修状況を点検・評価するために、新入生アンケート、学修に関する実態アンケート、学生満足度調査を毎年実施している。その分析結果は、FD(Faculty Development)研修会やSD(Staff Development)研修会において定期的に報告され、学修成果の点検・評価結果のフィードバック体制が整えられている。自己点検・評価及び学修成果に関して、学外有識者から意見聴取を行っている。

「基準4. 教員・職員」について

学長が職責を果たし、リーダーシップを適切に発揮させるべく、学園運営委員会、内部質保証委員会、点検評価委員会、学長諮問委員会、学長補佐等の補佐体制に加え、事務局企画広報部に「企画・IR推進室」を設けている。

教員の研修は、「学校法人東成学園 人材育成の方針」に従い、併設する大学と合同のFD委員会又は各部会・分科会により計画され、全専任教員及び兼任教員を対象とするFD全体研修会、あるいは専門分野ごとの部会・分科会FD研修会を開催している。職員の能力及び資質向上のためにSD研修会を学内で開催すると同時に、管理職をはじめ職員を学外の研修・セミナーに積極的に派遣している。

「基準5. 経営・管理と財務」について

「学校法人東成学園 ガバナンス・コード」が策定され、これを経営規律の基本とする制度設計及び規則の整備により法人運営が行われている。短期大学の使命・目的の実現のために中長期計画が定められ、事業報告書及び財務諸表等とともに情報を公開している。

寄附行為及び理事会業務委任規程に基づき、5人の常勤理事が中心となる学園運営委員会が毎週開催され、理事長は議長としてリーダーシップを発揮できる内部統制環境を構築している。学園運営委員会には学長をはじめとする執行部に加え、事務局の各部長も出席し、法人及び短期大学の管理運営機関の意思疎通と連携に資する体制となっている。

安定した財務基盤の確立を目標に掲げている財務中長期計画は、資金収支及び事業活動収支の計画に基づき、中長期の財務動向を見据えて策定し、各年度の事業計画にも反映している。

「基準6. 内部質保証」について

令和 3(2021)年 4 月に設置された学長を委員長とする内部質保証委員会は、点検評価委員会が実施した点検・評価に関して全学的な観点で検証を行い、その結果を点検評価委員会にフィードバックし、教学組織、教学運営組織、事務局等が改革・改善を実施する PDCA サイクルを構築している。自己点検評価書は 3 年に一度のサイクルで作成され、内部質保証委員会、学園運営委員会、教授会、理事会で確認の後、ウェブサイトで公表している。

企画・IR 推進室は、教育の質保証に関する調査・データの収集と分析を行い、その結果は学内会議体に報告され、あるいは FD・SD 研修会の発表資料となり、教育の改善・向上に活用している。学生による授業評価アンケート結果は、担当教員が授業改善計画書を提出することにより、教育・指導の改善につなげている。

総じて、「礼・節・技の人間教育」という建学の精神のもと、短期大学、大学及び大学院は連携・協力し、音楽を中心とするさまざまな領域の人材育成を総合的に行う教育を実践している。短期大学は地域社会の芸術・文化の中核となり、数多くの演奏会及び公開講座を開催し、附属音楽・バレエ教室を展開するなど、教育資源を積極的に提供した社会貢献活動は高い評価を受けており、今後一層の発展が期待される。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準 A. 社会貢献」「基準 B. 生涯学修」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 神奈川県で唯一の音楽短期大学
2. 学びの継続
3. 多様化への対応

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は、寄附行為及び学則において、建学の精神「礼・節・技の人間教育」に基づき具体的かつ簡潔に表記している。音楽科の特色は、単学科ながら 12 のコースを開設し、コースごとにきめ細かな教育課程を備えている。コースの特色を生かした授業運営を行い、コース間の有機的な連携を図った教育活動を実践している。

開学以来、大学と連携して、教育課程を中心とする制度改革に取り組み、キャンパス移転等の成長戦略を推進するとともに、開講科目の 50%以上をアクティブ・ラーニング型授業として実施するなど、教育の質向上を目指した多様な取り組みを行っている。また、教育の成果を社会に還元させる事業の実施など、社会環境の変化と地域社会の要請に応じている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学則が改定される際には、専任教員は教授会において、役員は理事会・評議員会において、審議の過程で理解する機会が得られている。ウェブサイト、学生便覧、履修要綱、教員便覧等に、使命・目的、人材育成目的、三つのポリシー、学修成果等について、情報を一元化して掲載し、学内外への周知を図っている。

「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」は、建学の精神を反映して策定している。三つのポリシーは、建学の精神、教育目的、養成する人材像をもとに定めている。使命・目的及び人材養成の目的を達成するために、教育研究組織、教学組織、教学運営組織を適切に整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育目的に基づいて短期大学のアドミッション・ポリシーが定められ、入学者選抜要項とウェブサイトにおいて明示し、周知している。アドミッション・ポリシーに基づいて入学者選抜要項を作成し、要項に基づいて公正かつ妥当な方法により、入学者選抜試験を運用している。

入学者選抜試験の体制として、入試委員会とアドミッション委員会を置き、各々の役割のもと、入試の運営を担っている。入試問題は自学教員から選出した出題委員が作成し、問題点検委員によるチェックに加え、入試前に複数で最終チェックを行うことにより万全を期している。

学生数は、音楽科全体として適切な範囲を維持している。入試広報委員会が中心となって、オープンキャンパス・夏期・冬期講習会等の取組みを検討し、受験生の細かい要望にも応えている。

〈優れた点〉

○コロナ禍のオンライン実技試験に向けて、オンライン用の入学者選抜要項を作成・周知し、作業部会の設置に加え、所管の保健所の指導、事前のシミュレーションを行うなど、感染防止への丁寧な対応は高く評価できる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教授会のもとに設置された委員会は、学科・コース等の枠を超えて横断的に組織され、教職協働体制により、教育、学生生活、進路支援等の改善や課題に取り組んでいる。また、クラス制により日常的な学修支援が行われている。平成 19(2007)年度から長期履修制度を設けており、経済的・時間的制約を持つ学生のニーズにも応えている。

「障害学生支援に関する指針」を定め、学務部学生課を窓口、学生生活委員会が関係部門と連携しサポートしている。オフィスアワー制度は「学修さぽーと」という名称で実施している。TA、各種研究員、助手は併設大学に配置され、協働により授業や教学に関する円滑な運営を図っている。

中途退学、休学及び留年を防ぐ対応としては、定期的な出席状況調査や「退学防止プロジェクト」の設置により体制を整えている。奨学金、コース変更など個別の事情に対応し、学生の能力に配慮した習熟度別クラス編制や補習授業も行われている。

〈優れた点〉

○シニア世代を対象とした「音楽と社会コース」を開設していることは、国の生涯学習振興政策、将来の少子化対策の両面から評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア科目をカリキュラムの中に位置付け、学生のキャリア形成を支援している。

「音楽活動研究」では、地域において学生の専門性を生かした芸術文化活動が行われている。助言体制としては、キャリアセンターが設置され、相談内容によってクラス担任や実技担当教員と連携をとりながら進路指導を行っている。卒業生の相談にも対応し、就職以外にオーディション情報なども発信している。

キャリアセンターは1年生対象の「全員面談」を行い、各種キャリア支援講座、学内企業講座、合同企業説明会を開催している。また、「キャリアサポートガイドブック」という冊子を、学生用のみならず保護者用・採用企業用にも発行しており、就職支援に力を入れている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定を支援する組織として、学生生活委員会、クラス担任及び学生課が中心的役割を担っている。外国人留学生への支援・指導は、留学生委員会を中心に行っている。

経済的な支援制度として、独自の奨学金制度や学費減免制度を多数設けている。学生の課外活動に対しては、「昭和音大祭」に助成金及び人的支援を行い、サークル自主公演には学内ホールを貸出している。

学生の心身に関する健康相談については、保健室に看護師、学生相談室に臨床心理士を配置している。生活相談については、学生生活委員、「学修さぽーと」、学生課、クラス担当教員、主科レッスン担当教員など複数の相談体制を整えている。

新型コロナウイルスの影響に対する緊急奨学給付金、学生食堂での食生活支援など、学生支援の観点からさまざまな取組みが行われている。

〈優れた点〉

- 短期大学と卒業生組織が補助し、学生食堂で 100 円朝食と 200 円夕食を提供している。学生の満足度も高く、経済的支援・食育・栄養管理の各方面に効果のある優れた取組みと評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

北校舎、南校舎とも耐震基準を満たし、安全性が確保されている。併設大学と共用で、運動場、各種音楽施設、図書館、メディアルーム、ラーニング・コモンズ及び二つの劇場が設置され、教育目的達成のための学修環境が整備されている。

図書館は、分野別データベースを増やし、学外からのアクセスを可能にするなど利便性を高めている。令和 3(2021)年度から「ライブラリー・サポーター制度」により在学生アルバイトを受入れ、選書には学生の意見も反映されている。また、ポイント制度の導入・イベント開催など図書館を活用する取組みが多数行われ、学芸員課程・司書課程のキャリア支援にも効果をもたらしている。

校舎全体にエレベータ、多目的トイレ、スロープ等を設置し、バリアフリーに配慮している。各授業のクラスサイズは、同一科目に複数クラスの開講、習熟度別クラス分けによって適切な人数となっている。

〈優れた点〉

- 図書館において、ポイント制度を導入したことで、図書館利用者の拡大・延滞の減少など効果を上げていることは評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

平成 19(2007)年度より毎年度 1 回、9 月に「学生満足度調査」を実施して、学修支援、進路支援、学生生活支援、図書館、教職員の対応、施設・設備の各分野に関して学生の意見を聴いている。数値結果は経年変化を検証し、自由記述は内容を確認した上で関連部署からの改善策を取りまとめ、学生にフィードバックしている。この調査結果を踏まえて、ポータルサイトの改善、練習室の予約システム導入、無線 LAN 環境の整備、楽器棚の増設、朝食夕食の支援継続等を行っており、PDCA サイクルが機能している。

平成 30(2018)年 9 月には学長主導で「学生の代表者との合同点検評価委員会」を開催し、学生から直接意見聴取する機会を設けた。また、ウェブサイトの「問い合わせ」ページにおいては、入力された内容に応じて担当部署へ即時メール配信されるよう整備している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、建学の精神と教育目的を踏まえて、コース別に策定され、履修要綱及びウェブサイト等において周知されている。

単位認定基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則と履修規程において適切に定められ、履修要綱にて周知されるとともに、適切な成績評価を通じて厳正に適用されている。卒業認定基準は、学則に規定され、履修要綱で周知されている。また、学位の授与及び学位審査については、「昭和音楽大学短期大学部学位規則」に明文化され、厳正に適用されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、建学の精神に基づいて策定され、履修要綱とウェブサイト
で周知されている。また、カリキュラム・マップやカリキュラムツリーを作成し、ディプロ
マ・ポリシーとの一貫性の確保に努めている。

教育課程は、「教養科目」「外国語科目」「専門科目」の三つの柱により、体系的に編成さ
れている。教養科目は、学修に必要な基本的なスキルなどを修得するための「基礎ゼミ」
と、幅広い作品の鑑賞を通して感性を磨き、視野を広げるための「芸術特別研究Ⅰ」「芸術
特別研究Ⅱ」を必修科目として位置付け、特色豊かな授業が展開されている。また、外国
語科目と専門科目では、学修歴や能力に応じたクラス分けを行うなど、授業内容も工夫さ
れている。

教授方法の改善・向上としては、FD 委員会を置き、学生による授業評価アンケートの
実施、結果分析及びフィードバックが行われ、また部会・分科会単位での FD 研修会など
も定期的実施されている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の
フィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

点検評価委員会が「学修に関する実態アンケート」や「学生満足度調査」等を毎年度実
施し、学生の学修状況を点検・評価している。その分析結果は、FD 研修会や SD 研修会
の場で定期的に報告されており、学修成果の点検・評価結果のフィードバックを行う体制が
整備されている。また、キャリアセンターが実施している「進路意識調査」や「進路決定
状況調査」の結果は、クラス担任や実技担当教員による学生指導にも活用されているほか、
「学修成果に関するアンケート（卒業年次生対象）」では、学修成果の獲得状況や課外活動
の参加状況等の情報が収集され、学修や学生生活支援の充実・改善に役立てられている。
加えて、学修成果を示す取組みとして、学位記や卒業証明書とは別に、在学中に取得した
資格や能力、知識などを可視化したディプロマ・サプリメントが交付されている。

「自己点検・評価に関する学外有識者会議」、また地域や音楽関連企業の有識者を招き意
見聴取していることも、学修成果の点検・評価の一つの機会となっている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の権限は学則に明記され、その職責を果たしリーダーシップを適切に発揮するため、学園運営委員会、内部質保証委員会、点検評価委員会、学長諮問委員会に加え、事務局企画広報部に企画・IR 推進室を設置し適切に整備している。また、教学組織は、専門分野の教育課程の運用、課題の解決等のため、大学と協同で専任教員を構成員とする部会・分科会を組織し、主に授業内容・方法の検討、授業及び試験の運用、学修成果の発表等について協議を行っている。

教学運営組織は教員と職員の協働で構成し、それぞれの委員会等の目的に応じてその業務を行う部署より職員が出席するなど、適切な職員の配置と役割を明確化した事務組織を構築している。今後、設置校の独立性に関し、教学マネジメントの有効性の発揮に期待したい。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

短期大学は、短期大学設置基準の定める専任教員数及び教授数を充足している。また、専任教員の採用・昇任については「昭和音楽大学短期大学部専任教員選考規程」「教員業績評価委員会規程」「教員業績評価実施要領」を定めている。教員の業績評価は、平成 24(2012)年度から教員業績評価制度を実施し、専任教員は四つの領域（「教育領域」「研究領域」「学内運営領域」「社会貢献領域」）に分けて、教員自身が「教員業績ポートフォリオ」に記載し、三次に分けて評価した上で、最終的に学長が評価するなど適切な運用が図られている。

教員の研修は、「学校法人東成学園 人材育成の方針」のもと、併設する大学と協同の FD

委員会又は各部会・分科会が企画立案し、全ての専任教員及び兼任教員を対象とした FD 全体研修会と専門分野ごとの部会・分科会 FD 研修会を効果的に実施している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人東成学園 人材育成の方針」において、人材育成の方針、教員や職員に求める能力を定めるとともに、この方針に基づいて「SD 研修実施方針」と「SD 研修に関する規程」を定めている。職員が必要な知識技能を習得し、能力及び資質を向上させるために、SD 研修会を毎年度実施している。また、学外の研修・セミナーに、管理職をはじめ職員を積極的に派遣し、職務管理能力など資質の更なる向上を図っている。

研修制度と併せて「人事考課規程」を整備し、結果を対面でフィードバックすることにより、弱点の改善等をお話し、資質の向上を促している。提出を求めている「自己申告書」は、自身の業務目標の設定や管理者が部下の状況を把握することにとどまらず自由な意見・提案をくみ上げる機会となり、出された意見や提案を労務改善、業務の合理化や組織改編等に結びつけている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には研究室を割当てるとともに、配分した個人研究費は「教員個人研究費規程」に沿って適切に使用できるようにするなど、基本的な研究支援体制を整えている。

科学研究費助成事業については、申請前に事務局が説明会を開催し、申請に向けたサポートを行い、採択後は、基本的に備品、消耗品等の調達を職員が行っている。

「研究倫理規範」「研究倫理規程」及び公的研究費の不正利用防止に関する諸規則が整備され、厳正に運用されている。

教育改革に資する取組みを学内で募集し、採択された取組みに対しては学長裁量経費により財政的な支援を実施している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人東成学園 ガバナンス・コード」を策定し、これを経営の規律の基本とした制度設計や規則の整備を行っている。また、使命・目的の実現のため、「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」を策定し、改善のための継続的な活動を行っている。加えて、事業報告書や財務諸表など、情報の公表を適切に実施し透明性を確保している。

環境保全に関しては、節電や LED 化、空調の集中管理、校地内外の緑化や資源のリサイクル化などに取組んでいる。ハラスメントに関しては、ハラスメント対策委員会を設け、発生時の迅速な対応と調査、再発防止に係る改善策の検討、教員便覧にハラスメント防止等に関する規則を掲載するなど人権への配慮が行われている。学内の安全確保のため、防火・防災対策を講じ適切に機能している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができるよう設置された最高意思決定機関である理事会は、適宜適切に開催され、理事、監事の出席状況も良好で適切に機能している。また、寄附行為、「理事会業務委任規程」に基づき、常勤理事を中心に構成する学園運営委員会をほぼ毎週開催するほか、理事会から学園運営委員会、短期大学部学長、大学学長への委任事項を定め、機動的な意思決定ができる体制を構築している。

学園運営委員会は、事務局の部門の長である部長が出席し、詳細な説明や報告を行い役職教職員が情報共有するとともに、その内容を各部門に速やかにフィードバックするなど、機能的な法人運営を適切に行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき選任された理事・評議員は、共にバランスのとれた構成員で組成され、出席状況も良好で適切に運営されている。理事会の委任を受けて審議決定する学園運営委員会は、理事長が議長となり適切なリーダーシップが発揮できる内部統制環境を構築するとともに、学長をはじめとする執行部に加え、事務局の各部長も出席し、法人及び短期大学の管理運営機関の意思疎通と連携が可能な体制となっている。また、教職員からの提案は、教員は所属する部会・分科会・委員会、事務職員は事務会議を通してくみ上げる仕組みを構築している。

寄附行為にのっとして適切に選任された監事は、理事会・評議員会への良好な出席状況のもと、財務の状況や理事の業務執行状況について意見を述べるほか、監事会議、監査法人及び法人役員との連絡会議を年複数回行い、内部監査室を含めた三様監査体制ができている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務に関する中長期計画は、資金収支及び事業活動収支の計画に基づき、中長期の財務動向を見据え策定されている。単年度の事業計画と予算の策定に関しては、学園運営委員会の審議を経て理事長が基本方針を決定し、各部会・分科会、研究所、事務局各部署等に周知している。各部会・分科会等から提出された事業計画書や資料をもとに理事長・事務局長等で予算ヒアリングを実施し、予算原案を策定し、学園運営委員会、評議員会、理事会での審議・承認を経て、理事長が決定している。中長期計画においては「安定的な財務基盤の確立」を目標に掲げており、年度の事業計画にも反映させている。

収容定員に対する充足率は上昇傾向にあり、加えて補助金獲得についても成果が出ており、収入の安定化に貢献している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準、「学校法人東成学園 経理規程」「学校法人東成学園 経理規程細則」等に基づき適正に会計処理を実施している。また、資金運用規程、「学校法人東成学園 経理規程固定資産細則」等を定め、経理システム、資産管理システムにより、資産及び資金の管理と運用を安全かつ適正に実施している。

補正予算編成は、予算執行状況及び事業計画を確認した上で編成の必要性を検討し、理事長、財務担当理事、財務・経理部長によるヒアリングで各予算責任者の意見を聴取して補正予算案を作成、評議員会、理事会の審議を経て策定している。

会計監査は、監査法人、監事、内部監査室により、厳正かつ適切に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

令和 3(2021)年 4 月に「内部質保証の方針 (1. 基本的な考え方、2. 組織体制、3. 内部質保証の組織図)」を定め、ウェブサイト公表して学内外に明示している。内部質保証に責任を負う組織として、学長を委員長とする内部質保証委員会も同年 4 月に設置され、点検評価委員会が実施した点検・評価に関して、全学的な観点から検証を行っている。その結果を点検評価委員会にフィードバックして、教学組織、教学運営組織、事務局等が改革・改善を実施する体制を構築している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学長が委員長である内部質保証委員会は、規則に基づき、三つのポリシーを起点とする教育の質保証及び中長期的な計画を踏まえた短期大学の質保証の点検・評価を行っている。内部質保証委員会の指示を受け、点検評価委員会は毎年度、具体的に点検・評価を実施している。PDCA サイクルが適切に機能しているかを点検・評価するために、3年に一度のサイクルで自己点検評価書を作成し、内部質保証委員会、学園運営委員会、教授会、理事会で内容を確認の後、ウェブサイトで公表している。

事務局の企画広報部内に企画・IR推進室を設置し、教育の質保証及び短期大学の質保証に関わる調査・データの収集と分析を行っている。分析資料及び調査資料は、関連する会議体に報告され、FD 及び SD 研修会において、これらの資料を活用して発表が行われている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学長が内部質保証委員会の委員長となり、点検評価委員会に指示することにより内部質保証の PDCA サイクルを構築している。学生支援、学修環境、学修成果に関する調査・分析は、点検評価委員会だけではなく関連する教学運営組織の委員会でも結果を共有し、教育の改善・向上に反映している。学生による授業評価アンケートについては、対象科目全ての担当教員に授業改善計画書の提出を求め、指導の改善につなげている。

平成 26(2014)年度の認証評価において、向上・充実のための課題として指摘された事項については、学生に対する基礎学力向上の取組みを継続して実施する、あるいは教職員に対する ICT (情報通信技術) に係る FD・SD 研修会を開催する等により着実に改善を行っており、組織運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みは有効に機能している。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献

A-1. 地域における音楽の短期大学の使命・目的に基づく教育資源の提供

A-1-① 音楽の短期大学としての特色ある地域貢献活動

A-1-② 地域における社会連携活動

【概評】

地域貢献活動として、短期大学主催の多数の演奏会・公演会を開催しているほか、平成22(2010)年に発足した「テアトロ・ジーリオ・ショウワ・オーケストラ」は、プロの演奏団体への入団を目指す卒業生に対するキャリア支援の一環かつ地域と密着した音楽活動になっており、これらは音楽の短期大学としての特色を最大限活用し、かつ地域に根差した取組みである。

また、多様な生涯学習講座の開催や附属音楽・バレエ教室の運営も行っている。特に、開校して40年以上の実績をもつ附属音楽・バレエ教室は、神奈川県内に7教室、県外に9教室を展開し、3,100人を超える生徒が在籍しており、短期大学の教育資源が地域に大いに活用されている。

キャンパス内にある劇場「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」とコンサートホール「ユリホール」は、短期大学主催イベントだけでなく、外部の演奏・公演団体や高等学校の公演などにも広く利用されている。東京圏の夏のオーケストラ・フェスティバルとして高い評価を得ている「フェスタ サマーミュージック KAWASAKI」では、平成23(2011)年以来、毎年公演会場の一つとなっており、地域の音楽活動を支える役割を担っている。これらは、地域に音楽文化の醸成や活性化をもたらしている。

その他、芸術イベント「アルテリッカしんゆり（川崎・しんゆり芸術祭）」「新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム」「しんゆり・芸術のまちづくり」や「しんゆりステーションピアノ」などの取組みに参画していることは、音楽や芸術活動に力を入れている川崎市や新百合ヶ丘の地域文化の向上と社会福祉の発展に寄与している。

基準B. 生涯学修

B-1. 生涯学修を見据えたコースの設置

- B-1-① シニア世代を対象としたカリキュラム
- B-1-② 学生に対する支援と意見・要望の聴取

B-2. 学修の継続性と発展性

- B-2-① 他のコース及び併設大学との連携
- B-2-② 卒業後の進路

【概評】

平成19(2007)年以降開講してきた多様な公開講座のみならず、社会人やシニア層などからのニーズに応じて、平成25(2013)年にシニア世代を対象とした「音楽と社会コース」を開設していることは、短期大学の独自の取組みである。また、他のコースと比べて必修科目より選択科目の単位数を多く設定することや、「卒業研究」の成果発表を実技演奏又は論文執筆のいずれかより選択できるようにするなど、シニア世代の学生の個々の意欲と目的に対応したカリキュラムになるよう工夫が凝らされている。

その他、「音楽と社会コース」も他コースと同様にクラス担任を置き、学生生活をより充実させるために異学年交流を目的としたクラス懇親会や、卒業生との交流会を開催している。また、社会人として多様な背景をもつ学生から率直な意見を直接聴取するため、定期

的に学長との懇談会も実施している。

これらのシニア世代の学生へのきめ細かな学修環境の提供が、シニア世代の入学者を継続的に維持させ、地域の生涯学修の場の充実にも一翼を担っている。

在学生の学修の可能性が広がるよう、学生が他コースや併設大学の開講科目を履修できるようにしたり、編・転入学制度を設けたりするなど、多様な学生が前向きに学修できる環境を整備している。また、シニア世代の学生が卒業後も個々の学生の能力や意欲に応じて学修を継続できるよう、研究生、科目等履修生、転コースや編入学などのさまざまな受入れ体制を整えている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 神奈川県で唯一の音楽短期大学

短期大学は、本学開設時（昭和44(1969)年度）には国内に473校あったが、現在（令和2(2020)年度）は323校と150校減少している。このうち、収容定員を充足していない短期大学が全体の約7割近くある中で、本学は開設時の入学定員100名を維持し、令和3(2021)年度は入学定員に達しなかったものの、収容定員充足率は100%を超えている。この要因の1つとして、神奈川県内の短期大学において、音楽を専門的に学修できる学校が本学しかないことが挙げられる。

大学よりも自県内進学率が高い短期大学において、神奈川県で唯一の音楽を専門とする短期大学である本学は、重要な存在である。

2. 学びの継続

本学には併設する大学があり、大学に編入できる制度がある。過去5年間の本学から併設大学への編入学生数は、毎年平均して14名ほどおり、本学で開講する12コースの全てで大学への3年次編入ができるように設定している。この制度を利用した卒業生の中には、大学卒業時に特別賞を受賞した者、教員採用試験に合格した者がおり、編入制度によってその後の大学の2年間を高い意識を維持した状態で学修している者もいる。また、編入学生を支援するために、併設大学では編入学生用にオリエンテーションや履修相談を開催する等、手厚い支援を行っている。さらに、編入学制度のほかにも、研究生としてレッスンを継続できる選択肢も用意している。

3. 多様化への対応

平成12(2000)年度に、日本で初めて音楽大学の短期大学に開設したバレエコースは、プロダンサー養成のコースとして進化し、本学の中で一番多くの学生が在籍する、本学を代表するコースの1つとなっている。平成25(2013)年度に開設した音楽教養コースは、2年間で最大5種類の実技を学べるという特長があり、総合的に幅広い学修を提供するコースとして位置づけている。同年に開設した音楽と社会コースは、主にシニア世代を対象としたコースで、音楽芸術に興味があり、知識や技術を深めたいという方に広く門戸を開いている。

また多様化への対応として長期履修制度を導入している。この制度により2年間の修業期間を3年又は4年間に延長して計画的に学ぶことができ、時間に制約がある方、経済的に進学が難しい方への学修支援策として機能している。

